平成２８年（フ）第１００号
広島県三原市本郷南５丁目17番16号
債務者　谷口美千江
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２５号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出41番地７、前住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野534番地１
債務者　宮脇　和子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２６号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出41番地７、前住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野534番地１
債務者　井上　歩美（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１３０号
愛媛県西条市大町623番地１　メゾン弁財天303号、前住所愛媛県西条市大町1699番地31
債務者　皆見　耕一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２号
愛媛県新居浜市喜光地町２丁目６－31、前住所大阪府大阪市東住吉区公園南矢田２丁目25番４－30
債務者　和泉　泰美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６７号
愛媛県今治市高部甲165番地、前住所愛媛県今治市波止浜158番地29、前々住所愛媛県今治市東鳥生町２丁目７－23　セジュール東101号、前々々住所愛媛県今治市桜井５－９－34
債務者　渡部　史生
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７０号
愛媛県今治市常盤町８丁目１番24号　ファミールＭＡＮＡＢＥ105号、前住所香川県丸亀市川西町北６番地　カナマルガーデン28号、前々住所福岡市東区箱崎５丁目11番７－1005号、前々々住所愛媛県今治市東門町１丁目５番地17
債務者　阪部　裕美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目19番10号（アヴェルデⅡ　302号）
債務者　池田　　徹
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６８号
鹿児島県いちき串木野市袴田2099番地３
債務者　岩下　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７３号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目５番10号
債務者　牛牧千奈美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目18番11号
債務者　長野ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
兵庫県たつの市揖保町中臣855番地
債務者　上田　敬子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第６７３号
神奈川県平塚市南原３丁目２番39号、前住所神奈川県横浜市戸塚区秋葉町578番地４　リステージアリエッタ406号
債務者　椛澤　吉輝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７１３号
神奈川県伊勢原市上粕屋359番地の１　ホワイトハウス302号
債務者　松岡　千恵
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１号
神奈川県厚木市林１丁目10番21号　セジュール林201
債務者　佐原　　昇
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部